

○東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和 58 年 3 月 22 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する ((A)) 、A 又は B の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの
- (4) 65 歳以上 75 歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75 歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこれと同程度の障害を有する者と認めたもの

- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。
- 4 この条例において「現物給付」とは、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で一部負担金の支払を求められず、市が被保険者等に代わって一部負担金に相当する額を当該医療機関等に支払うことをいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、被保険者等である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）
 - ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて、入所、入院又は入居している者
 - イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が本市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあった者を除く。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者を除く。）
- キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者
- ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 東松山市から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政

法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が本市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者に限る。）
- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、東松山市の区域内に住所

を有するとみなされる者

- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者であって、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者であつて、東松山市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
- (11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行いう者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (4) 65歳に達する日以後に重度心身障害者に該当した者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものについては、この限りでない。

（医療費助成）

第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。ただし、税の未申告等対象者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき医療費助成の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月1日から翌年9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、その損害を受けた日から翌年9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成を受けようとする者は、規則で定める重度心身障害者医療費受給資格登録申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）を対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

3 市長は、申請者を対象者として認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、受給資格登録者のうち第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成を行う者（以下「受給者」という。）に対して、受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者のうち第4条第2項の規定により医療費助成を行わない者に対して、規則で定めるところにより、医療費助成を行わないこと

を通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとするときは、電子資格確認等（医療保険各法に規定する電子資格確認等をいう。）により被保険者等であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 医療費助成は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等（以下「現物給付実施医療機関等」という。）で医療を受けたときには、一部負担金を代わって当該現物給付実施医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一現物給付実施医療機関等につき、規則で定める額以上のお部負担金等がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により現物給付実施医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(届出の義務)

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療行為が第三者の行為によるものであり、かつ、その者

から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月20日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成10年6月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、（中略）第3条の規定による改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条及び第7条の規定（中略）は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年9月28日条例第38号）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月24日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に重度心身障害者医療費の助成を受けている者については、改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定にかかわらず、重度心身障害者医療費の助成の支給対象者とみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に重度心身障害者医療費の助成を受けている者については、改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定にかかわらず、重度心身障害者医療費の助成の支給対象者とみなす。

附 則（平成20年3月24日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「若しくは」を「又は」に改める部分に限る。）及び第11条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年6月26日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定により医療費の助成を受けている者については、この条例による改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、医療費の助成の対象者とみなす。

附 則（平成23年12月16日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年3月26日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中東松山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条中東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例に規定する重度心身障害者であった者については、改正後の第3条第2項第4号の規定は適用しない。

附 則（平成29年3月23日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者については、この条例による改正後の第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、平成34年9月30日まで適用しない。

- 3 この条例による改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第2項の医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）その他の規定による医療給付に係る助成金の支給について適用し、同日前の医療保険各法その他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第9号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。